

31 医務第 号
令和元年 月 日

し要請していただきたい。

厚生労働省医政局医事課長 殿

愛知県保健医療局健康医務部医務課長
(公 印 省 略)

専門研修プログラムに関する意見について (送付)

担当 医務課地域医療支援室
医師確保推進グループ
電話 052-954-6659 (ダイヤル)
FAX 052-954-6918

専門研修プログラムの協議につきましては、都道府県協議会を開催し、研修プログラムの内容について確認を行いました。本県協議会から下記のとおり意見が提出されましたので、御検討いただきますようお願いいたします。

記

1 募集定員の上限設定について

新たな専門医制度において、愛知県は都市部において専攻医を多く集めている5都府県の一つとして、東京都、神奈川県、大阪府、福岡県とともに、専攻医の募集定員に上限が設けられております。

しかし、本県で専攻医を過剰に集めている状況ではなく、令和元年度の本県の人口10万人対専攻医採用数は6.3人で、全国平均の6.8人を下回っております。

また、厚生労働省が算出した医師偏在指標 (暫定値) において、本県は全国28位であり、医師多数県ではないため、専攻医募集定員の上限設定については、不合理であります。

医道審議会医師分科会医師専門研修部会において、都市部の5都府県に対する専攻医募集定員の上限設定を取り止め、都道府県ごとの現在医師数と将来の必要医師数を比較して、その過不足に基づき、シーリングを設定する案が検討されております。この案のように、都道府県ごとの専攻医の過不足の実態を反映した募集定員の調整を行っていただきますようお願い申し上げます。

2 専門医資格の更新について

地域枠医師等が義務年限期間として、地域の医療機関で勤務をする場合に、対象となる医療機関の状況により、専門医資格の更新ができず、喪失してしまう可能性があるのではとの疑義が生じたため、日本専門医機構に対し、専門医活動の休止が認められる特定の理由について、問い合わせをしたところ、各基本領域学会の扱いによるとの回答をいただきました。

しかしながら、地域枠による義務履行において、選択する基本領域により、専門医資格の更新の可否が異なることは、医師にとって不公平であるばかりでなく、場合によっては、更新不可となる領域の専門医取得が制限され、地域枠制度の適切な運営が阻害される可能性があります。

については、全ての基本診療領域について、地域枠医師等が義務年限内の専門医資格の更新が可能となるよう、統一的な扱いを定めることを日本専門医機構に対